

小売業、社会福祉施設、飲食店 等
の事業場の皆様へ！



安全推進者を配置して、
労働災害を減少させましょう！

労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における

安全推進者の配置等に係るガイドライン

このガイドラインでは、安全管理者(※₁)、安全衛生推進者(※₂)の選任義務のない業種の事業場においても、「安全推進者」(安全の担当者)を配置して、その者に労働災害を防止するための一定の職務を行わせるよう求めています。

労働安全衛生法で定められている安全衛生管理体制の概要

- (1) 特定の業種で、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては安全管理者(※₁)を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第11条]
- (2) 特定の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては安全衛生推進者(※₂)を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第12条の2]
- (3) 全ての業種で、常時50人以上の労働者を使用する事業場においては衛生管理者を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第12条]
- (4) 特定の業種以外の業種で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては衛生推進者を選任する必要があります。 [労働安全衛生法第12条の2]

特定の業種とは？

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸・小売業、家具・建具・じゅう器等卸・小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理工業

ガイドライン策定の背景

- (1) 労働安全衛生法の規定上は下記の『早見表』に示したような安全管理体制が義務付けられています。
- (2) しかし、近年『早見表』のうちの特定の業種以外の業種(いわゆる「第三次産業」)において労働災害が増加傾向にあります。
- (3) 特に、平成25年度に策定された「第12次労働災害防止計画」(平成25年度～平成29年度の5か年計画)の中で重点業種とされている「小売業」、「社会福祉施設」、「飲食店」においては、労働災害の増加傾向が顕著です。
- (4) そこで、これらの業種の事業場においても、安全に関する担当者を配置してその者に災害防止のための一定の職務を担っていただくことが災害減少のために不可欠な状況となっています。
- (5) このような背景から、平成26年3月28日付け基発0328第6号(厚生労働省通達)により、本ガイドラインが策定されました。

早見表

	特定の業種		特定の業種以外 小売業(各種小売業等除く)・ 社会福祉施設・飲食店 含む	
	常時50人以上	常時10～49人	常時50人以上	常時10～49人
安全管理者	◎	×	×	×
衛生管理者	◎	×	◎	×
安全衛生推進者	×	◎	×	×
衛生推進者	×	×	×	◎
安全推進者	×	×	○	○

労働安全衛生法
による義務付け

ガイドライン
による取組

◎:選任義務有 ×:選任義務無 ○:指導対象

～ ガイドライン の 内 容 ～

1 目 的

本ガイドラインは、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)第2条第3号に掲げる業種に属する事業場において、「安全の担当者(以下「安全推進者」という。)を配置することにより、当該事業場の安全管理体制を充実し、これらの事業場における労働災害防止活動の実効を高め、労働災害の減少に資することを目的とします。

2 対象事業場

令第2条第3号に掲げる業種の事業場であって、常時10人以上の労働者を使用するものを対象とします。

なお、第12次労働災害防止計画において労働災害削減の数値目標を掲げた重点業種である、

・小売業(※) ・社会福祉施設 ・飲食店

については、特に重点的に本ガイドラインに基づく安全推進者の配置に取り組むものとされています。

(※令第2条第2号に含まれる各種商品小売業、家具等小売業及び燃料小売業は安全管理者又は安全衛生推進者の選任が義務付けられているため、除かれます。)

3 安全推進者の配置等

(1) 安全推進者の要件

安全推進者は、

「職場内の整理整頓(4S活動)、交通事故防止等、業種の別に関わりなく事業所内で一般的に取り組まれている安全活動に従事した経験を有する者」のうちから配置してください。

なお、

①常時使用する労働者が50人を超える事業場

②労働災害を繰り返し発生させた事業場

については、安全に対する知見を少しでも多く有する者を配置する観点から、

ア 安全衛生推進者の資格を有する者

安全衛生推進者養成講習修了者、
大学を卒業後1年以上安全衛生の実務を経験した者、
高等学校卒業後3年以上安全衛生の実務を経験した者、
5年以上安全衛生の実務を経験した者、等

イ アと同等以上の能力を有すると認められる者

労働安全コンサルタントの資格を有する者、
安全管理士の資格を有する者、
安全管理者の資格を有する者、等

のいずれかを配置するようにしてください。



(2) 安全推進者の配置

原則として、事業場ごとに1名以上 配置してください。

※ただし、安全推進者の職務を遂行する範囲内において、一定区域内の複数の事業場で1名の安全推進者を配置することとしても差し支えありません。

(3) 安全推進者の氏名の周知

事業者は、安全推進者を配置したときは、その氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知してください。

4 安全推進者の職務

本ガイドラインの対象業種でみられる災害の多くは、転倒災害、荷物の運搬等による腰痛、階段等からの墜落・転落や交通労働災害など日常生活でも起こりうる性質のものであり、その防止のためには、職場環境や作業方法の改善、安全衛生教育の実施といった安全活動の必要性についての認識を事業者、労働者ともども高める必要があります。

こうした現状を踏まえ、安全推進者は、事業の実施を総括管理する者を補佐して、以下の職務を行ってください。

～ 安全推進者の職務 ～

(1) 職場環境及び作業方法の改善に関すること

例：職場内の整理整頓(4S活動)の推進、床の凸凹面の解消等職場内の危険箇所の改善、刃物や台車等道具の安全な使用に関するマニュアルの整備 等

(2) 労働者の安全意識の啓発及び安全教育に関すること

例：朝礼等の場を活用した労働災害防止に係る意義の周知・啓発、荷物の運搬等の作業に係る安全な作業手順についての教育・研修の実施 等

(3) 関係行政機関に対する安全に係る各種報告、届出等に関すること

例：労働災害を発生させた場合における労働者死傷病報告の作成及び労働基準監督署長への提出等

※ 事業者は、こうした安全推進者の活動を実効あるものとするために、安全推進者に対して必要な権限を与えるとともに、知識の付与や能力の向上にも配慮してください。